

＜瀬戸市に書類を提出する際の注意事項＞

- 1 この補助金は単年度事業であるため、原則複数年度にわたる整備事業は認められません。
- 2 補助内容及び補助単価については、別紙「愛知県介護施設等整備事業費補助金交付要綱本文＋別表（令和８年度改正案）※」を参照してください。なお、県要綱改正時に、補助単価等が減額となる場合があります。
※令和８年度地域医療介護総合確保基金（介護施設整備分）の一部改正案の内容を反映したもの。
- 3 定員３０人以上の広域型施設等（特養、老健、介護医療院、ケアハウス、養護、介護付きホーム）に対する、施設開設準備経費等支援事業、災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備事業、災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の改築整備事業及び定期借地権設定のための一時金支援事業は県事業（政令・中核市を除く。）、それ以外は市町村補助事業となります。所要額調査の時点で、県で実施する事業についても管内該当施設の要望を確認する必要があることから、本調査により市へ報告してください。
- 4 各事業における対象施設のうち、特定施設入居者生活介護の指定を受けるケアハウス、介護付きホームについては、補助基準額は指定を受ける床数としてください。
- 5 災害レッドゾーン及び災害イエローゾーンにおいて、新規整備（創設（開設）・増築（床）・改築（再開設）・増改築）する介護施設等を対象とする事業は、例外要件を満たす場合を除き補助対象外となります（交付要綱第５条（５）、（６））。作成に当たっては、新規整備予定の施設等の所在地について、当該区域の該当有無を災害区域図等で確認し、該当する場合には例外要件を満たすことが見込まれることを確認する等注意してください。
- 6 令和５年度以降に、災害イエローゾーンにおいて新規整備した介護施設等については、「地域密着型サービス等整備助成事業」「災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の改築整備事業」「都市部等における増加する介護ニーズへの対応のための既存ストック活用推進事業」「中山間・人口減少地域等におけるダウンサイジング支援事業」「介護施設等の集約・再編支援事業」の補助対象外となります（交付要綱第５条（１）ウ、オ、キ、ク及びケ）。
- 7 令和７年度以降に、災害イエローゾーンにおいて新規整備した代替施設については、「介護施設等の改築・大規模修繕等の工事中における代替施設整備事業」の補助対象外となります（交付要綱第５条（１）カ）。
- 8 同一施設・事業所において、過去に既に実施済み又は令和８年度実施の事業を重複して申請することはできません。
- 9 当該補助金については、本補助金を活用して整備した施設・設備を整備後にサービスの全部又

は一部を休止する等、利用が低調なものが見受けられており、この点に関して会計検査院からも指導を受けています。回答に当たっては、施設整備の必要性や事業内容、今後の見通し等について充分精査の上、記入してください。

1 0 本補助金を活用して整備した施設・設備（補助対象財産）を交付の目的に反して使用・譲渡・交換・貸し付け・担保に供し又は取り壊す等する場合、財産処分による補助金の返還が発生する可能性があります。

1 1 近年、国から県への補助が協議額を下回る状況であること等から、年度末の基金残が翌年度の所要額を下回ることとなった場合は、早期内示の対象とする事業が限定されます。

また、県から市町村への内示は、原則、国からの内示後（例年秋ごろ）となることが予想され、補助事業の着手時期が遅れる可能性があります。内示前着工は認められませんので、ご承知おきください。

※ 期間が短いため、協議の希望がある事業所については、まず高齢者福祉課指導監査係高木までご連絡をいただき、7月8日（水）正午までに必要書類の提出をお願いします。（時間厳守）また、メールにて提出する際には、送信後必ず電話にて送信した旨をご連絡ください。

※ 今回の調査をもって、当該補助金の交付が確約されるものではありませんので、ご承知おきください。

<問い合わせ先・提出先>

瀬戸市役所高齢者福祉課指導監査係 高木

電 話：0561-88-2623

メール：koreisha@city.seto.lg.jp